

【資料紹介】

学籍簿等からみる横浜専門学校生

池 原 治

はじめに

横浜専門学校の歴史は、昭和恐慌前夜から国家主義の台頭と十五年戦争ともいわれる長い戦時から敗戦、そして連合国軍の間接統治下で実施された学制改革により新制大学に移行するまでの20年余りである。こうした時代を背景に全国各地から集まってきた青年学徒の姿を学籍簿と同様に公式記録である横浜専門学校会議録などを引用しながら紹介したい。

学籍情報の集計について、退学者等を確認し整理することは現状困難であるため、とくにことわりのない限り卒業生台帳などで確認できた卒業生の学籍情報を使用した。また、第二部（夜間部）については1944（昭和19）年度卒業以前の学籍簿はデータ化がすすんでいないため原則として1945年度卒業以降を対象とした。

この資料紹介で使用する学科名は、開設初期や戦時体制下などに行われた学科名称変更の有無にかかわらず、法学科、高等商業科、貿易科、機械工学科、電気工学科、工業経営科とした。

開港以来、貿易港、臨海工業都市として発展をつづけた横浜であったが、第一次世界大戦後にすすめられた高等教育機関拡張計画によって官立の実業専門学校二校が設置されるまで、永く高等教育機関のない空白地域であった⁽¹⁾。二校は、それぞれ横浜高等工業学校（1920年設立）と横浜高等商業学校（1923年設立）である。この拡張計画は官立にとどまらず公立私立の高等教育機関の新設が相次ぎ市内には、昭和初期までに市立横浜商業専門学校（1928年設立）、関東学院高等部（1927年）⁽²⁾、横浜専門学校（1929年設立、横浜学院は1928年設立）の三校が設置された。こうして開校した市内五専門学校には、隣接する東京やその他の道府県等から多くの生徒が流入することになりその人数は年々増加した（表1）。

神奈川県内への生徒の流入は、例えば横浜高等工業学校では1940年度入学者410人のうち、東京府から100人、神奈川県から128人が入学し

表1 横浜市内専門学校の生徒数推移

単位(人)

校名	1925年度	1930年度	1935年度	1940年度
官立横浜高等工業学校	370	488	535	1,019
官立横浜高等商業学校	276	469	523	568
公立横浜市立商業専門学校	-	247	428	559
私立関東学院高等部	-	142	258	390
私立横浜専門学校	-	520	1,269	* 1,937
計	646	1,866	3,013	4,473

(注) 1925~1935年度は「文部省年報」、1940年度は『神奈川県統計書』(昭和15年)により作成。* 第一部

た⁽³⁾。入学者のうち約3分の2は県外からの生徒であった。このあとに触れるが横浜専門学校には開設翌年から各地で入学試験を実施したことや給費生試験の実施により全国から多くの生徒が集まった。

学籍簿の概要

学籍簿は生徒の氏名、生年月日、原籍、出身学校、学籍異動等の基本情報に加えて、出席状況、学業成績等の教育上必要な事項を記録したものであり「公立私立専門学校規程」(1903年3月)により規定されている。「専門学校令」(1903年3月)が専門学校の一般的な性質及び基本的な事項を規定するにとどめているのに対し、「公立私立専門学校規程」には設置認可申請に関すること、校地、校舎、校具等の設備、教員資格、学則等について具体的に規定されている。現行の大学設置基準(1956年文部省令)に通ずる規程であったと考えられる。

学籍簿に記載すべき事項はつぎのとおりであり横浜専門学校の学籍簿も若干を除き概ね同様である。

生徒学籍簿ニハ生徒ノ氏名、族籍、居所、生年月日入学前ノ学歴、入学転学退学ノ年月日及学年、卒業ノ年月日、入学試験ノ有無、転学退学ノ事由、徴兵事故、保証人ノ氏名及居所等ヲ記載スヘシ
別科ノ生徒ニ関シテハ出席簿、徴兵猶予ニ関スル書類ヲ省略シ及学籍簿ノ記入事項ヲ便宜省略スルコトヲ得

(公立私立専門学校規程第6条後段)

（学籍簿の状態）

戦中、戦後の混乱の中で滅失した学籍簿は少なくない。また学籍簿の状態はさまざまである。汚損・毀損により判読が困難なもの以外に記載事項が著しく省略されているもの、入学年、卒業年にスタンプが使用されインクが滲み判読が困難なもの、学業成績表に成績の記載がまったくないものなど、永く保存しなければならない学籍簿の状態としては不可解である。このような学籍簿は後年に再編製されたものではないかと推測するが具体的なことは不明である。

こうして再編製されたと推測する学籍簿には、例えば徴集関係などの記入が省略されている恐れがあるため兵役や学徒出陣などについて、具体的内容や人数など全体像を把握することは困難である。

繰上げ卒業と徴集猶予の停止

兵役法（1927年4月、徴兵令を全部改正）によれば、横浜専門学校の該当する学校区分「修業年限三年又ハ四年ノ専門学校」に在学する者は本人の願により年齢25年まで徴集を延期（徴集猶予）できるとされた。日中戦争が勃発すると政府は国防兵力を飛躍的に増加させるために兵役法を改正（1939年3月）した。改正の要目のひとつは「在学徴集延期」であり、専門学校に在籍する生徒の徴兵適齢は早生まれ23歳、遅生まれ24歳に引き下げられた。

1941年度になると卒業期を3か月繰上げて12月卒業になり、翌1942年度からは6か月の繰上げを行い9月卒業になり徴兵適齢に達した生徒は卒業すると臨時徴兵検査を受検し入営することになった。

その後太平洋戦争末期、戦局が悪化すると「在学徴集延期臨時特例」（1943年10月、勅令第755号）を公布し、「在学ノ事由ニ因ル徴集ノ延期ハ之ヲ行ハズ」とし理工系等を除く文科系の学徒の徴集猶予を停止した。この勅令により在学中であっても徴兵適齢に達した生徒は「昭和十八年臨時徴兵検査」を受検し入営することになった。いわゆる「学徒出陣」である。

まもなく徴兵適齢についても「徴兵適齢臨時特例」（1943年12月24日公布、即日施行、勅令第939号）により年齢19年に引き下げられた。翌年の徴兵検査は20歳と19歳が対象となったために前年の2倍の受検者があったという。

こうして文科系の学生は徴集猶予が停止されたが、理工、医・薬、師範等の学生（横浜専門学校では機械工学科、電気工学科、工業経営科）は入営を延期するとされた。なお工業経営科は当初文科系と同じく徴集猶予を停止するとされたが当時衆議院議員であった副校長米田吉盛（創立者）は「その撤回を求めて陸軍省との折衝を執拗に繰り返し（中略）、ついに陸軍省はさきの指令を撤回し、工業経営科の学生にも徴兵猶予の特典が認められることになった。」という⁽⁴⁾。徴集猶予が本人の願に依り徴集を延期するものであるのに対し、入営延期とは「国家が必要とする科目、必要とする学生について、軍に直ちに編入できる状態に置きながら勉学を継続させる」といふ性質のもの⁽⁵⁾（傍点引用者）であった。

戦局の悪化が決定的になると入営延期となっていた工科生徒についても動きがあった。1945年4月11日開催の連絡会議・会議録には「三、生徒徴兵ニ関スル件」として、「(イ) 工科生ニシテ四月二十日現在ニ於テ満十九歳ニ達セル者ハ所属聯隊区司令官ニ届出スルコト、ナリ学校ニテ調査手続中 (ロ) ソレ以后ニ 十九歳ニ達スル者ハ各自届出スルコト」（傍点引用者）とある。

そのうえで8月8日開催の連絡会議・会議録には「四、徴兵延期ノ件」として、「医科ヲ除キ徴兵延期廃止セラレル予定ナルモ文部省ニ於イテハ之ガ学徒勤労ニ及ス影響大ナルニ付軍当局へ接渉中ノ趣キ」（傍点引用者）と記されている。4月と8月の会議録からは、入営を延期されていた工科の生徒も今後、入営の対象とする計画があることを伝えている。ここでは理工系生徒の入営による動員先工場等の生産力への影響大として、文部省が軍当局と折衝していることも明かされている。

以上は、陸軍省令第6号（1945年2月）により入営を延期する学校の指定を「医学専門学校及高等師範学校理科」に限るとしたことによるものであり、工科生徒の入営の延期を解止する動きと考えられる。

連絡会議の翌日、広島に続いて長崎に新型爆弾が投下され、さらに14日にはポツダム宣言の受諾を決定、無条件降伏により戦争は終結した。

入学年齢

入学年齢について学籍簿情報をもとに文科系学科、工科系学科、第二部に分けて集計した。集計の際には変則的な入学時期や中途入学の場合も4月2日を入学日として入学年齢を算出した。

表2 中等学校（中学校、実業学校等）卒業年度と専門学校入学年度

中等学校	専門学校
1943年度 5学年修了・卒業	1944年度入学
1944年度 4学年修了・卒業	1945年度入学
1944年度 5学年修了・卒業	1945年度入学
1945年度 4学年修了・卒業*	1946年度入学

*1945年度は現に最高学年に在学する者は本人の希望により当年度に限り修業年限4年での卒業を認めた。

横浜専門学校生徒の入学年齢は尋常小学校、中学校又は実業学校を順当に卒業した場合、満17歳であったが、「中等学校令」（1943年1月、勅令第36号）により修業年限を4年に短縮したことから入学年齢は16歳以上になった。なお同勅令により中学校、高等女学校、実業学校は「中等学校」に包摂されることになった。

その後「教育ニ関スル戦時非常措置方策」（1943年10月閣議決定）により中等学校の修業年限の短縮を繰上げて実施することになり、1945年3月（1944年度）卒業生から適用した⁽⁶⁾。

さて修業年限の短縮は終戦とともにもとの5年に戻されたが、希望する者には当年度（1945年度）限りとして4学年修了・卒業の措置が講じられた。（表2）

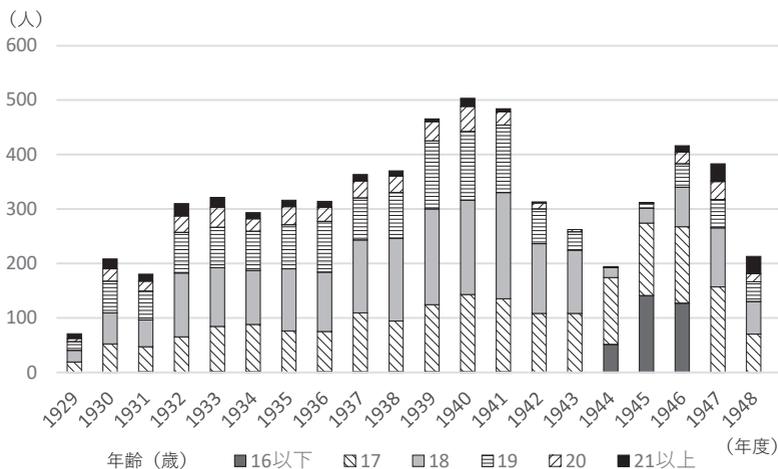
（文科系学科）

文科系学科生徒の入学年齢の分布について、1941年度までは年度ごとの変化は少ないがこの年から20歳以上の入学者が減少し19歳以下が90%を占めるようになり1944年度にはほぼ18歳以下になった。この傾向は戦後の1946年度まで続いた。

1943年は戦局が悪化するなか深刻な兵員不足を補うために前述の「在学徴集延期臨時特例」の公布、「教育ニ関スル戦時非常措置方策」の閣議決定、「徴兵適齢臨時特例」の公布が相次いでなされ、理工科系等を除く徴集猶予の停止、中等学校の修業年限を4年に短縮の繰上げ実施、徴兵適齢を19歳に引き下げなどが実行された。

1944年度の17歳の入学者は1941年度以前より大幅に増加し約63%であり、16歳の入学者を合わせると約90%に達した。

図1 入学時の年齢（文科系）



1945・1946年度の入学者も中学校等の修業年限を4年に短縮したことから16歳と17歳の入学者が多いが、とくに1945年度は両年齢で約88%に達した。(図1)

(工科系学科)

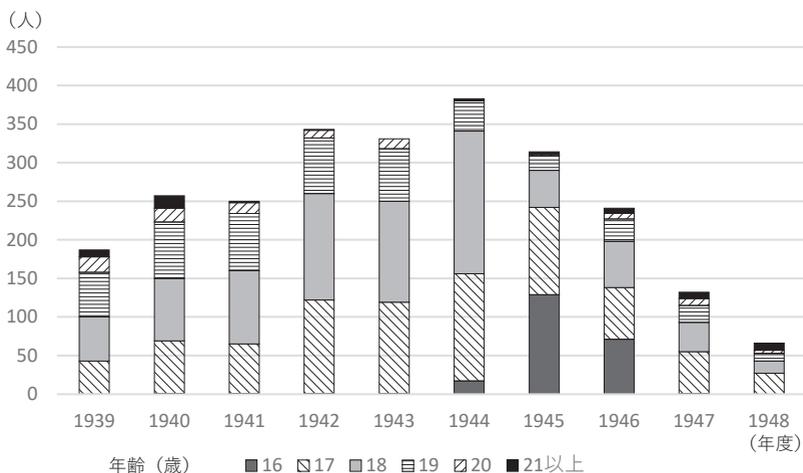
工科系学科の入学年齢の分布は文科系学科と比較してやや年長側にシフトした分布を示している。1943年度以降も引き続き徴集を猶予されていたことの影響がどの程度あるのか数字だけでは不明である。

1945・46年度の入学者が中学校の修業年限の短縮により16歳が大きく増加したのは文科系学科と同様であるが、1944年度18歳入学者の約48%は文科系と比較して明らかに多い。(図2)

(第二部)

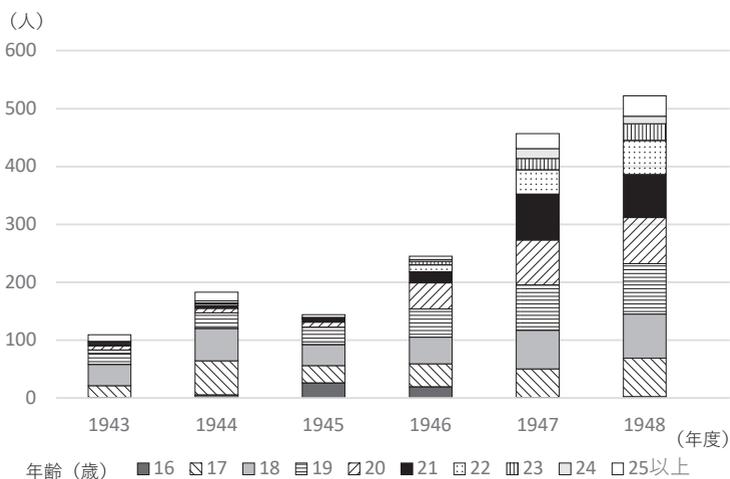
第一部と比較すると20歳以上の入学者が多いといえる。入学年度別では、1945年度までは19歳以下の入学者が多いが、1946年度では各年齢層で大きな差がない。中学校等の修業年限の短縮により16歳の入学者が増加したことは第一部ほど顕著ではないが同じである。1947年度では20歳以上の入学者が増加し約57%を占めた。その内4分の3が青年学校の出身者であった。

図2 入学時の年齢（工科系）



第二部では設置の目的から有職者である生徒が多いとみられるが、第二部法学科の1943年度入学者を例にとると、学籍簿の「勤務先欄」には86%の生徒に勤務先の記入があり、明確に「(勤務先) ナシ」としたものはわずかに1名であった。(図3)

図3 入学時の年齢（第二部） ※別科等を含まない



(現役卒業生を優先)

横浜専門学校では「在学徴集延期臨時特例」が施行されると間もなく「入学試験改善委員会」(1943年11月16日)が開催された。会議には米田(副校長)ほか18名が出席し、身体検査、採用基準等について協議した。委員会の協議によって決した採用基準は次のとおりであり、例外等を設けたうえで、できる限り「低年齢者」を入学させることであった。

採用基準

- 一、本年度卒業生ヲ優先的ニ入学セシム
- 一、昨年度卒業生ノ中ヨリ特ニ優秀ナルモノハ許可ス
(略)
- 一、夜間中学校ノ卒業生ノ年齢ニ対シテハ考慮ヲ加フ
- 一、卒業後二ヶ年ヲ経過セルモノニシテ特ニ優秀ナル者ハ試験委員之ヲ記載シオクラ可トス
- 一、可及的低年齢者ヲトルコト(但シ既ニ兵役ヲ終了セルモノハ例外)
(以下略)

中学校の修業年限の短縮が繰上げ実施され、徴兵適齢も19歳に引き下げることが決定されたことから学徒出陣による学業の中断を考慮したのだろうか。前記協議後の1944年度と前年度(1943年度)の高等商業科入学者について、学籍簿をもとにまとめたのが(表3)である。

会議の決定が反映された結果になったことは前年度の入学者と比較すると明らかである。協議後の1944年度入学者では4人が昨年度卒業生でありほかはすべて本年度卒業生であった。なお、表3で17歳あるいは16歳以外の本年度卒業生がいるがいずれも中学卒業時の年齢が標準的な年齢を超えていた事例である。

(浪人)

入学年齢でみたように横浜専門学校第一部では、中学校あるいは実業学校等から現役で入学する生徒は年度によるが概ね30%前後であり、それ以外が卒業後一定期間を経た浪人とみられる。この傾向が一般的であることは受験案内書でも「浪人問題」としてとりあげている。

表 3 高等商業科の年齢別入学者数

入学年度	年齢	本年度卒業生	昨年度卒業生等	不明	計	備考
1943	17	71		1	72	
	18	29	49	1	79	
	19	6	12	2	20	
	20		3		3	
1944	16	21		1	22	
	17	61		1	62	
	18	5	4		9	

表：各年度卒業生を対象にした入学時年齢、人数であり中途退学者は含まない。

受験案内書『全国上級学校大観』（欧文社、1938年）では浪人問題を取りあげ「浪人問題、年齢問題は何時も乍ら受験生を悩ます問題である。特に昭和十三年度からは高等学校始め他の諸校に於ても口試を従来よりも重視する向きが多くなった為に余計である。」（傍点引用者）と記しているが、口試の意図は学科試験以外の重要視とともに、日中戦争勃発による時局の認識、覚悟について試問することであった⁽⁷⁾。同書「昭和十三年度合格者年齢一覧」（年齢は数え年）では、横浜専門学校合格者については「横専 最高年齢二四 最低年齢一八 平均年齢二〇 最長浪人年限四」とあり、同時に掲載された30校の平均年齢の内訳は、年齢一九が8校、年齢二〇が19校、年齢二一が3校であった。一覧で使われた年齢は数え年であることに留意する必要があるが概ね二浪が中央値だろうか。

出身学校

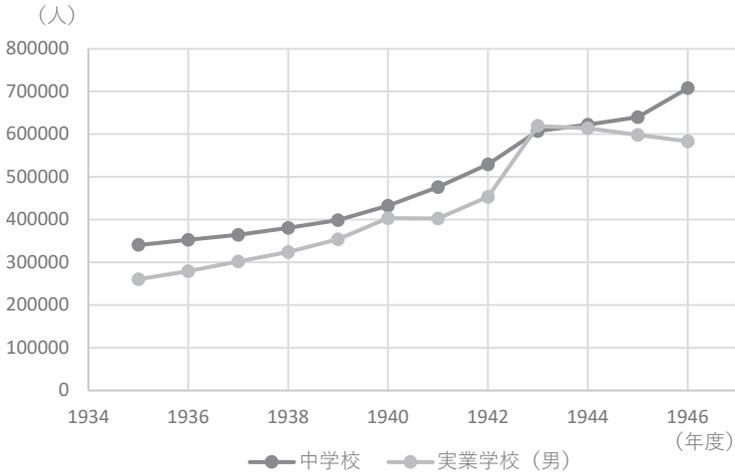
出身学校の学科別分類は学籍簿に該当する項目がないため、例えば校名が〇〇商業学校であれば「商業学校」に分類した。なお、校名に農工、農商等、複数の学科名を付している場合は学科を特定できないため「その他の実業学校」に分類した。

横浜専門学校の主な入学者は中学校、実業学校の卒業生だが、1947年度以降は青年学校からの入学者も少なくなかった。

（文科系学科）

文科系学科では開設当初から中学校出身者が90%前後を占めていたが、

図4 中学校・実業学校（男）生徒数 推移



1930年代後半から商業学校等の実業学校出身者が次第に増加し、この傾向は終戦後まで続いた。

出身学校の構成比の変化要因として、実業学校の生徒数が増加したことや実業学校から上級学校への進学者が増加したことなどがあるのではないかと⁽⁸⁾。また日中戦争以降の理工系重視や太平洋戦争末期では「教育ニ関スル戦時非常措置方策」により、「ほとんどの大学及び専門学校は、この政府の方針によって理工系への転換をはかったり、文科系学科を縮小しつつ理工系学科の新設などを行」⁽⁹⁾ったことも要因のひとつかもしれない。(図4) (図5)

(工科系学科)

1945年度までは、中学校出身者が80%程度であり、工業学校の出身者を合わせると90%前後であった。1944・45年度の2年間は商業学校の出身者が6~8%と増加している。終戦後の1945年11月14日の教務委員会々議録には「転科希望者ニ関スル件」として、工科系から文科系への転科志望者が24名いること、口頭試問により銓衡許可するが「あまり悪イ成績デナイモノハ許可ノ方針ナリ」と記録されていた。(図6)

図5 出身学校別人数割合の推移（文科系）

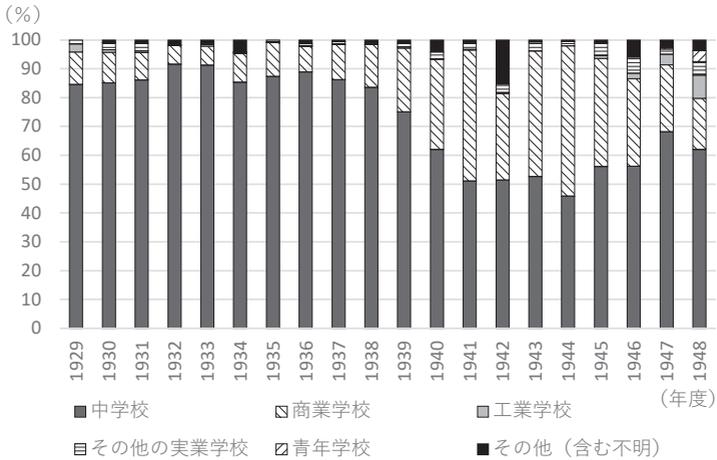
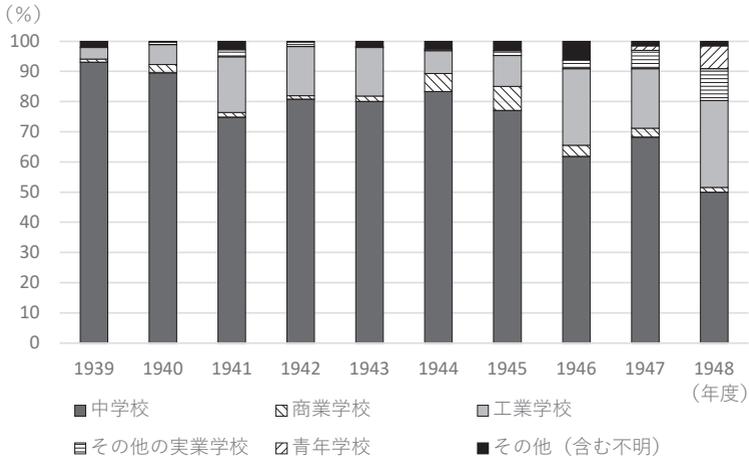


図6 出身学校別人数割合の推移（工科系）

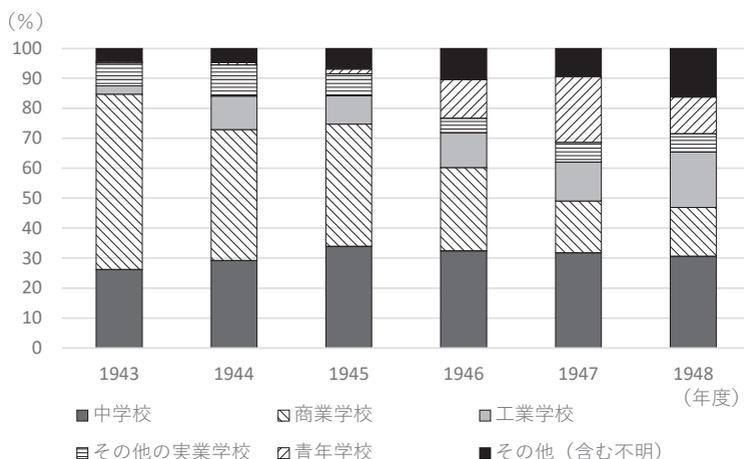


（第二部）

第二部では青年学校を含めた実業学校の出身者が多数を占めている。中学校出身者は30%前後で推移している。

校種別の推移をみると、戦前では商業学校、中学校、工業学校の順に多く、戦後では中学校は大きな変化はなく、商業学校が減少し、青年学校が

図7 出身学校別人数割合の推移（第二部） ※別科等を含まない



増加している。なお、後述するが第一学年修了後に退学し、大学進学を選ぶ生徒も少なくなかった。(図7)

出身地（出身道府県）

出身地については、学籍簿記載の「原籍」をもとに第一部、第二部に分けて道府県別及び地方区分別に集計した。出身地について明確な定義はないようであるが、ここでは原籍を出身地として便宜的に使用した。

道府県別では通学圏内と考えられる神奈川県と東京府の出身者を合わせると約20%であり、それ以外の出身者は約80%、ほかに若干の不明分がある。出身者の多い道府県は順に福岡県、広島県、愛知県、山口県、兵庫県であり上位三県は全国に設けた試験場と重なる。

横浜専門学校開校翌年の生徒募集広告（『官報』1929年12月）には、横浜（本校）、仙台、名古屋、京都、大阪、広島、福岡の七都市の試験場が掲載されている。試験場はのちに「給費生募集」が五都市、「生徒募集」は京城を含む九都市に増設された。このように生徒の出身地が全国に広がるのは、他校に設置例の少ない地方試験場⁽¹⁰⁾を設けたことにあるのだろう。(表4) (表5)

表4 出身地（地域）別人数（第一部）

道府県等		人数		道府県等	人数		
北海道		166		近畿	三重	149	951
東北	青森	52	535		滋賀	78	
	岩手	62			京都	105	
	宮城	91			大阪	198	
	秋田	55			兵庫	267	
	山形	92			奈良	61	
	福島	183			和歌山	93	
関東	茨城	136	606		中国	鳥取	
	栃木	118		島根		67	
	群馬	111		岡山		228	
	埼玉	116		広島		453	
	千葉	125		山口		286	
東京	713		四国	徳島	77	405	
神奈川		1,107		香川	74		
北陸	新潟	169		439	愛媛		190
	富山	90			高知		64
	石川	102	九州・沖縄		福岡	566	1,551
福井	78	佐賀		231			
中部	山梨	105		1,110	長崎	210	
	長野	185			熊本	188	
	岐阜	147			大分	146	
	静岡	279			宮崎	36	
	愛知	394			鹿児島	154	
その他				沖縄	20	165	
				台湾	16		
				朝鮮	143		
				中国	1		
				米国	5		
				不明	42		
				合計	8,869		

出陣学徒

横浜専門学校生の学徒出陣等の状況は現在未調査である。限定的であるが、今回の学籍簿調査によって高等商業科（経済科）の1943年度入学者について集計したのが（表6）である。

集計は徴集等の区分と休学の始期（あるいは入営日か）について該当人数を集計した。集計の概要は徴集等の区分では各部隊に入隊した生徒が

表5 出身地（地域）別人数（第二部）

道府県等		人数		道府県等	人数	
北海道		10		三重	8	32
東北	青森	6	92	滋賀	5	
	岩手	9		京都	6	
	宮城	20		大阪	3	
	秋田	3		兵庫	5	
	山形	21		奈良	0	
	福島	33		和歌山	5	
関東	茨城	29	156	中国	37	
	栃木	35		鳥取		5
	群馬	35		島根		4
	埼玉	17		岡山		7
	千葉	40		広島		16
				山口		5
東京		191		徳島	1	21
神奈川		1,058		香川	4	
北陸	新潟	32	39	愛媛	14	
	富山	2		高知	2	
	石川	3		九州・沖繩	福岡	5
	福井	2			佐賀	5
中部	山梨	29	長崎		8	
	長野	32	熊本		3	
	岐阜	8	大分	3		
	静岡	53	宮崎	2		
	愛知	19	鹿児島	12		
			沖繩	1		
				朝鮮	5	
				不明	6	
				合計	1,827	

57.1%、特別甲種幹部候補生（特甲幹）等が19.4%で計76.6%であった。ほかには休学日の記入はあるが事由不明あるいは徴集関係の記載がない、その他である。以上の集計から80%前後の生徒が学業を中断して学徒出陣により出征したのではないかと推測する。

戦後の動き

（復員学徒）

玉音放送により日本の降伏が伝えられると間もなく文部省は戦時体制の

表6 高等商業科 1943年度入学者の学徒出陣等の状況

○ 下表は高等商業科を1943年度に入学した生徒について在学中の学徒出陣等の状況を集計したものである。(除籍退学者を除く)

表中の「年月」は入隊日又は休学の開始年月。「入隊」は部隊名、入隊又は出陣学徒等の記載がある者を集計。

年	月	入隊	特別甲種 幹部候補生	特別操縦 見習士官	海軍予 備生徒	海軍予 備学生	陸軍経 理学校	陸軍船舶 特別幹部 候補生隊	陸軍工 兵学校	陸航*	戦災死	病気	不明	計
1943	11											1		1
1943	12	10												10
1943	7												1	1
1944	1	1												1
1944	6			3										3
1944	8		1										1	2
1944	9	7			3									10
1944	10	9	16										3	28
1944	11	3												3
1944	12	10											1	11
1944	6											1		1
1945	1	13	4				1	1	1	1				21
1945	2	6												6
1945	3	3									1			4
1945	4	17											2	19
1945	5	3												3
1945	6	8											1	9
1945	7	7												7
1945	8	1	2			1								4
日付不明 空欄		2												2
計		100	23	3	3	1	1	1	1	1	1	2	38	175

(注) *陸軍航空士官学校の略か

一掃にとりかかった。

放送の翌日には文部次官より「動員解除ニ関スル件」が通牒され学徒勤労働員を解除した。通牒には、出動中の男子学徒は「帰校ノ上晴耕雨読ヲ行ナハシムル等」学校長において適當の措置をとることとあり、8月16日になり取り急ぎ動員を解除したのだらう。学徒勤労令が廃止されるのは10月10日になってからであり、国民勤労働員令とともに一括して廃止する勅令のひとつであった。

学徒出陣により休学し兵役に就いた学徒については、復員後の復校や卒業の措置を定めた。この措置については『横浜専門学校会議録』に「追加卒業認定ノ件」、「補修科開始ニ関スル件」等々の記録が残る。1945年11月21日開催の教務委員会では、学徒出陣とは別に海軍予備生徒、特別操縦見習士官に志願、入隊した生徒について「認定卒業者ノ範囲拡大ノ件」として、復学あるいは補修科で勉学の上認定卒業を自由選択させるとした。

(陸海軍諸学校等からの転入学)

陸海軍諸学校に在学した者のうち希望者は「文部省管下ノ諸学校ニ転入学セシム」とした。また高等商船学校在学者の文部省所管専門学校への転学も認めることとした。

横浜専門学校では、文部省の陸海軍諸学校出身者等の受入れについて教授会（1945年9月15日開催）と連絡会議（9月26日と10月3日に開催）が開催された。

教授会（抄）

- 一、日時 九月十五日午前九時ヨリ
- 二、(略) 三、(略)

議事

一、公文書通牒伝達事項

- イ、陸海軍諸学校ノ出身者及在学者等編入学ニ関スル件（発專一二〇号二〇、九、五）

イ、の件は、8月28日の閣議決定「陸海軍諸学校出身者及在学者等措置要綱」により作成され、文部次官より学校長に発せられた「陸海軍諸学校出身者及在学者等高等専門学校転校又ハ編入学実施要領」である。要領では各校への転入学について「入学志願者ノ銓衡ニ当リテハ口頭試問及身体検査ヲ行ヒ学科試験ハ行ワザルコト」が求められた。このことについて、9月26日開催の連絡会議では「陸海軍生徒ノ編入試験ノ件」として10月1日から15日まで願書を受付けその間に口頭試問を行い、入学日は11月1日とした。

会議録には「可成入レヌガヨイトノ意見多カリシモ具体的事項ハ試験委員会ヲ設ケ決定スルコト、ス」（傍点引用者）とある。

こうした編入の受け入れについては、当時の教授会で議論された「教育刷新に関する所見」の部分「我国を現在の如き悲惨なる状態に陥れた直接の原因は、言うまでもなく軍閥、官僚、財閥の結託と跳梁跋扈にある」としたくだけからも、陸海軍学校生徒を無試験かつ優先的に受入れることを求める通牒に複雑な感情があったといえるだろう。

その後、前記の編入学実施要領は改正（11月16日閣議決定）され、陸海軍諸学校出身者を銓衡で優先的に取り扱うこととした部分は削除された。

1945年10月3日の連絡会議録には前記の編入学実施要領に従って「臨時ノ入学定員ヲ設定」したことが記載されていた。

連絡会議（抄）

四、陸海軍諸学校生徒編入ノ件

1、定員	文科系	一年	二〇名	二年	二〇名
	工科系	一年	二〇名	二年	二〇名
	二部生	一年	三〇名	二年	三〇名

こうして入学した生徒の修学は必ずしも順調ではなくむしろ中途退学する例が少なからず見受けられる。

9月26日の連絡会議では、「在学中入営又ハ入団スル学生生徒ノ取扱ニ関スル件」（昭和19年6月10日発専161号文部次官通牒）と（復校願書提出状況（九、二六調べ））の数表が資料配布された。数表から9月26日時点での願書の提出人数を集計すると、第一部28人、第二部15人、計43人であった。

以下に横浜専門学校学籍簿に記述された復員生徒の記録の一部を紹介する。

○陸海軍諸学校から転入学

電気科

[氏名] * * * *

[生年月日] 大正十五年十二月*日

[備考] 海軍兵学校ヨリ二年ニ転校。

[入学] 昭和二一年五月二九日

[卒業] 昭和二三年三月二五日

○高等商船学校からの転入学

機械工学科

[氏名] * * * *

[生年月日] 大正十四年十二月*日

[入学前ノ学歴]

昭和一九年 四月 東京高等商船学校第一学年入学
昭和二〇年十二月 東京高等商船学校第二学年修了
昭和二〇年十二月 第二学年に転入学
昭和二二年 三月 機械工学科卒業

○在学中入隊等

貿易科

[氏名] * * * *

[生年月日] 大正拾四年十一月*日

[備考] 一九、八、三 海軍予備生徒
復員後二十年十月十五日ヨリ二十一年三月三十一日マデ
補習科在学、論文ニヨリ認卒

[入学] 昭和一八年四月十二日

[卒業] 昭和二〇年九月二〇日

経済科

[氏名] * * * *

[生年月日] 大正十三年十一月*日

[備考] 昭和一九、六、一 入隊 (特操)⁽¹¹⁾
 ♪ 二一、三、七 復員
 ♪ 二一、三、二〇復校

[入学] 昭和一八年四月十二日

[卒業] 昭和二〇年九月二〇日

[備考] 論文提出上認卒ノ取扱ナスベシ

(工業専門学校からの転入)

終戦翌年の1946年、日本鍛造工業専門学校から機械工学科と電気工学科に32名の生徒が転入学した。逼迫した戦時情勢に政府は理工系学校の拡充をはかったことから多くの工業専門学校が開校した。1945年4月に開校した同校もそのひとつとみられる。「終戦とともに同校は閉校になり⁽¹²⁾」、その後研究所に移行したという。

表7 1948年度 第二部高等商業科入学者のうち大学進学者数（推定）

退学者等 (1) + (2)	退学者のうち1学年または2学年の修了者 (1)		その他 (2)
		大学進学者* (内数)	
345	182	88	163 (人)
100%	52.8%	25.5%	47.2%

注：*大学進学者は学籍簿に記載されたメモ等から推定した。

(戦後学制改革と新制大学への移行)

旧制専門学校は一部を除いて1948年度が最後の入学年度であった。一方で新制大学の一部は先行して1948年度に開校されたが、多くは翌年から開校された。

旧制から新制への移行期の横浜専門学校生徒の動向について、途中退学者の学籍簿を手掛かりとして探ることにした。対象としたのは1948年に第二部高等商業科（経済科）に入学し、卒業者以外の生徒のうち学籍簿の残る345名である。内訳は第一学年あるいは第二学年を修了した者が182名、そのうち「大学進学」あるいは「 Ⓔ 」と学業成績表備考欄に記入のある者が88名であった。したがって退学者の25.5%（「 Ⓔ 」を「大学進学」と推定）が大学に進学したと推定できる。実際には無届で他大学に進学するケースも考えられることから、この数字以上の生徒が新制あるいは旧制の大学に進学したのではないだろうか。（表7）

その他

(思想容疑)

1943年、3名の貿易科生徒が「思想容疑」によって拘留された。それぞれの学籍簿には、1名は無罪釈放、1名は刑務所において死亡、1名は前後に消息不明と記述がある。以下はそのうちの消息不明の生徒に関する学籍簿の記述である。

昭和一八年九月思想容疑ノ廉ニヨリ拘留 前後消息不明 昭和二一年
九月二五日教務委員会ニテ卒業ト決定（昭和一八年九月二〇日）

3名はいずれも「教務委員会ニテ卒業ト決定」したが、死亡、消息不明とされた2名の生徒の卒業が決定したのは戦後になってからであった。

消息不明の生徒の学籍簿（学業成績表）には「一年優等」、「二年優等」、「一年優等賞状附與」の記載があり、3年の席次欄には拘留中と記載されていた。別の資料では「横浜専門学校を中心に独立運動啓蒙し検挙⁽¹³⁾」とある。

あとがきにかえて

学籍簿と『横浜専門学校会議録』はいずれも公式の記録であるが『横専学報』（学生新聞）などにみるような活動的な青年の姿とは異なる風景が広がる。この稿は公式の記録から見える横浜専門学校生を紹介すべく書きはじめたものである。使用したのは一万六千人分の学籍簿データの一部に過ぎない。作業の過程で浮かんだことのひとつは収集したデータの精度を上げなければならないということである。これは学籍簿情報（データ）を確認し整合させることでもある。いまひとつは学籍簿データ相互の関係から何が見えるのかということである。前者は相当に手間のかかる作業だが後者はそれなりに興味深い。何れも今後の課題としたい。

註

- (1) 「本県が永く高等教育の機関を有せざりしことは文化及び経済上に於ける地位に顧み甚だ遺憾とせし所なりしが大正九年一月横浜高等工業学校創立に続く旧制横浜専門学校で、大正十二年横浜高等商業学校の設置昭和二年には関東学院高等部の独立昭和三年には横浜市立商業学校に高等専門学校の併置を見並いで昭和四年三月横浜専門学校創立せられしは本県教育界の為め洵に慶賀に耐えず。」『最近神奈川県勢概要』神奈川県内務部統計調査課、1933年、35～36頁
- (2) 前身校である東京学院高等科（1905年設立）の名称変更並びに位置を横浜市内に変更することが認可された年を記載した。
- (3) 『官公私立実業専門学校ニ関スル諸調査』文部省実業学務局、1940年
- (4) 『神奈川大学五十年小史』神奈川大学、1982年、86頁
- (5) 情報局編『週報』（10月13日号）、印刷局、1943年10月、2頁
- (6) 中等学校令により修業年限が四年に短縮されたが、「教育ニ関スル戦時非常措置方策」（1943年10月）が閣議決定され「昭和十九年ヨリ四学年修了者ニモ上級学校入学ノ資格ヲ附与シ昭和二〇年ヨリ中等学校四年生施行期ヲ繰上テ実施ス」となったが、終戦の翌年1946年には中等学校令を改正し修業年限を元の五年に戻した。しかし附則において「本令施行ノ際現ニ中等学校ノ最高学年ニ在学スル者（中略）ハ本人ノ希望ニ依リ（中略）昭和二十年度ニ限り卒業」させることができるとし、上級学校の入学試験に関しては「昭和二十年度ニ於テ当該学年ヲ修了スルモノ

【資料紹介】学籍簿等からみる横浜専門学校生

(中略)ハ昭和二十一年度二限り夫々師範学校本科、高等師範学校、青年師範学校又ハ専門学校ニ入学」できるとした。

- (7) 西脇健治郎編著『支那事変の認識と国民の覚悟：口頭試問受験準備予想問題解答式』積善館、1938年)のはしがき「この重大な時局と銃後学校教育の傾向から見て多くの高等専門学校に於ける本年度の入学試験には口頭試問・作文等を重視しこれを通じて時局に対する認識と国民として覚悟、国民としての人格を試問されることは必然である。」
- (8) 「実業学校卒業者の上級学校進学について」(文部省実業学務局)「ところで、従来そのやうな特殊事情で上級学校へ進む者がどの位あつたか調べてみますと、例へば工業学校については、昭和十二年頃までは卒業者の二分五厘位であつたのですが、事変以来相当増加して来まして昭和十四年には五分一厘になり、また昭和十五年には更に増加して七分八厘となつています。それから農工商等の各種の実業学校の卒業者で、実業専門学校及びその他あらゆる種類の上級学校へ入学した者の数は、相当増加した昭和十四年の統計をみても一割程度であります。」情報局編『週報』(1月22日號)(224)、印刷局、1941年、27頁
- (9) 『神奈川大学五十年小史』神奈川大学、1982年、87頁
- (10) 地方試験場はほかに東京高等工学校(現芝浦工業大学)等の例がある。同校では1933年度入学試験で全国に19か所の「試験場所」を設けている。『官報』大蔵省印刷局、1933年12月26日、27日
- (11) 特別操縦見習士官
- (12) 日本鍛工株式会社義援によって設立した専門学校令による工業専門学校。「終戦とともに同校は閉校」になった。(『鍛造技法』、鍛造技術研究所、1993年、83頁)
- (13) 『部落解放研究：部落解放・人権研究所紀要』(7)、部落解放・人権研究所、1976年、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/>

参考文献

- 『神奈川大学五十年小史』神奈川大学、1982年
『神奈川大学史資料集 第十集 横浜専門学校会議録(一)』神奈川大学、1994年
『神奈川大学史資料集 第十一集 横浜専門学校会議録(二)』神奈川大学、1995年
『学制八十年史』文部省、1954年